



栃木県公報

平成26年
5月29日(木)
号外
第42号

目次

条 例

○栃木県警察関係手数料条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正（栃木県条例第34号）

- 1 道路交通法の一部改正に伴い、一定の病気に該当すること等を理由として運転免許を取り消された場合における運転免許の再取得に係る運転免許試験手数料を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上第8条関係）
- 3 この条例は、平成26年6月1日から施行することとしました。

条 例

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年五月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十四号

栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

栃木県警察関係手数料条例（平成十二年栃木県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項(一)から(三)までの規定及び(五)中「第九十七条の二第二項第三号」の下に「又は第五号」を加え、同表一の二の項中「第八十九条第二項」を「第八十九条第三項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

(警察本部運転免許管理課)